

「瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全と調和に関する条例の概要」に対するご意見と市の考え方

- ・募集期間: 令和元年12月1日(日)～令和2年1月6日(月)
- ・アクセス件数: 155件
- ・意見応募者: 2名
- ・意見数: 12件

いただいたご意見について、適宜要約したうえ、市の考え方について次のとおり公表いたします。

瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全と調和に関する条例の概要				
NO		意見	要旨	市の考え方
1	条例の目的	太陽光発電設備が設置されている、もしくは設置されようとしている地域では、大規模な森林伐採や土地の造成等による、土砂災害の発生を懸念する住民の声が多く聞かれます。条例の目的に、そうした災害防止に関する文言も加えてほしいと思います。 また、本条例概要案には基本理念の条項がありませんが、「先人達の築かれた瑞浪市の美しい景観や自然環境を後世に引き継いでゆく」といった市の基本理念を記し、条例で規定する様々な措置に関する根拠として明示してほしいと思います。	・大規模な森林伐採や土地の造成等による、土砂災害の発生を懸念する住民の声が多い ・条例中に基本理念を記してほしい。	目的の中に災害防止に関する文言や基本理念に関する文言を加えます。
2	事業区域について(定義)	先日太陽光発電設備開発の地元説明会がありました。地元では二箇所の開発が進んでいます。二件と言っても同属会社なのです。設備認定は登記上別の会社であっても実態は一つの事業者なのです。事実説明会には、設備認定を受けたそれぞれの事業主来ていません。また別の同属会社の人間が両方の事業内容を説明しているのです。更に申請手続き測量会社、工事業者も同じなのです。これは正に同一事業ではありませんか！	・事業者の定義について(一事業者とは)	ご指摘の内容については、「瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例」や、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の考え方に準じて対応します。
3	適用事業(第3条)(定義)	事業敷地面積1,000㎡以上または発電出力50kw以上で建築物に設置しないものが適用対象とありますが、2019年6月末時点までに認定を受けた事業用太陽光発電73万件的うち95%にあたる70万件が発電出力10～50kwであるということです(資源エネルギー庁引用データリンク)。発電出力における適用対象を「10kw以上」と変更するなど、より実態に即した規模で本条例が適用されるよう望みます。 また、適用要件から外れるために時期や事業主体を分割して事業を行うケースを防ぐための条文追加を強く望みます。下記のような条文が参考になると思います。 (北杜市「太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」) 「当該事業を実施する事業区域が他の事業区域と近接していること等により、それらの事業の実施による複合的な影響が総体として同号に掲げる太陽光発電設備と同等以上になるおそれがあるものとして規則で定める条件に該当する太陽光発電設備」 (大阪府「太陽光発電施設に関する市町村条例の雛形」) 「同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が十キロワット以上となる場合を含む。」	・適用事業の対象を50kw以上から10kw以上に引き下げ、対象範囲を広げてほしい。 ・事業者の定義について(一事業者、一事業とは)	適用事業の規模については、防災上並びに自然環境や景観、生活環境に及ぼす影響が大きい一定規模以上の事業について規制等行なうことを考えております。なお、小規模な事業については、今後環境省が策定を予定している「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(案)」に基づく対応を考えております。 また、『適用要件から外れるために…』の内容については、「瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例」や、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の考え方に準じて対応します。

NO		意見	要旨	市の考え方
4	事業抑制区域について (第4条・第5条・第6条)	事業計画の前に地盤調査を行うこと(1000㎡に一ヶ所以上)地滑りの恐れがあるところには事業は出来ない。	・事業計画の前に地盤調査を行うこと(1000㎡に一ヶ所以上)	
5	事業抑制区域について (第4条・第5条・第6条)	丸裸になった山林に大雨が降ったら土砂崩れの危険性が有ります。調整池を設けても全体が崩れたら意味がありません。30度を超える法面が有る場合は有効な法面保護を行うことなど、安全性が担保されなければならない。	・丸裸になった山林に大雨が降ったら土砂崩れの危険性が有る。 ・調整池を設けても全体が崩れたら意味がない。 ・30度を超える法面が有る場合は有効な法面保護を行うことなど、安全性が担保されなければならない。	地すべり防止区域などを事業抑制区域として指定し、事業抑制区域内の事業計画に対しては事業の抑制を依頼します。これ以外に、防災上の技術的な審査は「瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例」で審査します。
6	事業抑制区域 (第4条)	昨今の災害では警戒区域未指定地域での被災も多いことから、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などについては、実際に指定されているか否かではなく、区域に「準ずる区域」を含める形で事業抑制区域を指定してほしいと思います。	・法指定区域以外も事業抑制区域として指定してほしい。	
7	事業計画の調整 (第6条 (定義))	地域住民説明会に関して、説明する事項や対象者、説明会定足数などについて記した規則を定めてほしいと思います。また、説明会の対象者には事業地のある自治会住民だけでなく、近隣住民(事業地の境界から100m以内に土地および建物を有する者やこれらのものと同程度の影響を受けると認められるものなど)も含めるものとして定め、例えば上流域の自治会は説明を受けたが、影響が及ぶ下流域の別の自治会の住民は説明の機会を得られなかったなどという事態が生じないようにしてほしいです。	・住民説明会についての詳細を規則で定めてほしい。 ・地域住民等や周辺区域の定義について	住民説明会については施行規則で定めます。また、対象者等については条例中の定義で定めます。
8	既存設備への適用 (適用区分) (経過措置)	条例概要案では既存設備への適用に対する方針が分かりませんが、恵那市「太陽光発電設備設置に関する条例」では、 「●この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第6条の規定により協議がなされている太陽光発電設備事業のうち、施行日から60日が経過するまでの間に当該協議が完了したものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から60日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。 「●この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。」 と附則で定めているので、そのような附則を付して最低限現在住民と協議している計画には適用されるようにしてほしいと思います。	・既存設備への適用区分、経過措置について	附則では既存設備への遡及は考えておりません。
9	事業者を求める報告について (第12条)	買い取り期間が過ぎた20年後には、ごみとして山に残ります。この処理をどうするのか担保させてください。(事業主が倒産しても撤去・現状復元費用を第三者機関にプールする制度)	・耐用年数経過後(使用後)の設備撤去・処理費用について	第12条(報告及び立入調査)で、事業者に対しては、撤去及び処分に係る費用の準備状況等の報告を毎年求めます。

NO		意見	要旨	市の考え方
10	維持管理 (第12条)	適切な維持管理が行われずに住民とのトラブルになるケースも多いと思われるので、維持管理に関する条文を追加してほしいと思います。 前掲の北杜市の条例では太陽光発電設備設置維持管理基準を規則で定め事業者に遵守を求めており、瑞浪市においても同様に維持管理基準を設定する中で、土砂・雨水流出や破損設備の放置、雑草の繁茂、標識類の劣化等、重大な事故を引き起こしうる事案の予防に努め、住民の安全・安心が脅かされることのないようにしてほしいです。	・適切な維持管理に関する条文を追加してほしい。	第12条(報告及び立入調査)で、事業者に対しては、保守点検の実施状況や生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況などの報告を毎年求めます。
11	事業の引継ぎ (その他)	事業者が事業用地を転売する際や、倒産等により事業を続けられなくなり別業者に譲渡する際などに、事業継承者の所在が分からなくなることや地域住民等と取り交わした約束事が破棄されることのないよう事業の引継ぎに関する条文を追加してほしいと思います。	・事業を転売または譲渡した際に、承継が確実に行われるよう条文を追加してほしい。	第7条(事業計画の届出)で、届け出た事項を変更する際には、速やかな変更の届出を義務付けることを定めます。
12	事業者が 所在不明時の対応 (その他)	事業者と連絡が取れなくなった際の対応策に関する条文を追加してほしい。例えば中津川市「自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」では、 「事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者が事業者と異なる者である場合に限り、土地所有者を当該太陽光発電設備の所有者とみなして、第12条から前条までの規定を適用する」 という条文により責任追及先を定めているので、万が一を想定して瑞浪市の条例にも盛り込んでほしいと思います。	・事業者が所在不明となった場合についての措置について	ご指摘の内容については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の考え方に準じて対応します。